

伊都消防組合告示第26号

伊都消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和 7 年伊都消防組合条例第26号

伊都消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

伊都消防組合火災予防条例（昭和 55 年伊都消防組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2－第 29 条の 7）」を

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）

条の 2－第 29 条の 7）

に改める。

第 29 条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に、同条第 5 号中「管理者」を「伊都消防組合管理者（以下「組合管理者」という。）」に改め、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の一章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、伊都消防組合管轄区域の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める

火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- 3 組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「（第45条において「露店等」という。）」を「（第45条第1項において「露店等」という。）」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第49条中「管理者」を「組合管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

伊都消防組合火災予防条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
○伊都消防組合火災予防条例 (昭和55年伊都消防組合条例第15号) 目次 第1章～第3章 略 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7) <u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u> 第4章～第7章 略 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。	○伊都消防組合火災予防条例 (昭和55年伊都消防組合条例第15号) 目次 第1章～第3章 略 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7) <u>[新設]</u> 第4章～第7章 略 附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 <u>火災に関する警報</u> _____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

改 正 案	現 行
(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて伊都消防組合管理者（以下「組合管理者」という。）が指定した区域内において喫煙をしないこと。 (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。 [削る] 第3章の3 林野火災の予防 （林野火災に関する注意報） 第29条の8 組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、伊都消防組合管轄区域の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 3 組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 （林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条の9 組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に	(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。 (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。 (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。 [新設]

改 正 案	現 行
<u>関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。 (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「<u>露店等</u>」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。 (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。	(屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。 (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「<u>露店等</u>」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。 (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

改 正 案	現 行
(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関する こと。 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。 （火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 （たき火を含む。） (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。） 2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出	(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関する こと。 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならない。 （火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 _____ (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の工事又は占用 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。） <u>〔新設〕</u>

改 正 案	現 行
<u>の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u> (委任) 第 4 9 条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、<u>組合管理者</u>が定める。	(委任) 第 4 9 条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、<u> </u>管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。